

令和2年 10月 2日開会

令和2年 10月26日閉会

志太広域事務組合議会

10月定例会会議録

志太広域事務組合議会

令和2年10月志太広域事務組合議会定例会目次

会期及び会期中日程	1
-----------	---

第1日 10月2日（金曜日）

1. 出欠席議員	3
2. 出席説明員	4
3. 職務のため出席した職員	4
4. 議事日程（第1日目）	5
5. 開会	6
6. 開議	6
7. 会議録署名議員の指名	6
8. 諸般の報告	6
9. 会期の決定	7
10. 認 第 1 号 令和元年度 志太広域事務組合一般会計歳入歳出 決算認定について	
認 第 2 号 令和元年度 志太広域事務組合看護専門学校事業 特別会計歳入歳出決算認定について	
第12号議案 令和2年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第2号）	
(1)提案理由の説明	7
11. 散会	9

第2日 10月26日（月曜日）

1. 出欠席議員	10
2. 出席説明員	11
3. 職務のため出席した職員	11
4. 議事日程（第2日目）	12
5. 開議	14
6. 諸般の報告	14
7. 一般質問	
ア、石井通春議員	14
イ、岡村好男議員	24
8. 認第1号 平成元年度 志太広域事務組合一般会計歳入歳出 決算認定について	
認第2号 平成元年度 志太広域事務組合看護専門学校事業 特別会計歳入歳出決算認定について	
第12号議案 令和2年度志太広域事務組合一般会計補正予算 （第2号）	
(1) 質疑	28
(2) 討論	41
(3) 採決	
ア、認第1号議案（賛成多数・可決）	44
イ、認第2号議案（賛成総員・可決）	44
ウ、第12号議案（賛成総員・可決）	44
9. 第13号議案（仮称）クリーンセンター事業用地取得について	
(1) 提案理由の説明	45
(2) 質疑	46
(3) 討論	46
(4) 採決	46
ア、第13号議案（賛成総員・可決）	46
10. 閉議・閉会	47

令和2年10月志太広域事務組合議会定例会会期及び会期中日程

1. 10月定例会会期10月2日（金）から10月26日（月）までの25日間

2. 会期中日程

月 日	曜日	会議種別等の内容
10月2日	金	本会議第1日 ○開会・開議、会期決定 ○議案上程、提案理由説明 ○議会運営協議会（午後2時50分～） ○議員全員協議会（午後3時10分～） ○議員全員協議会（本会議終了後） 議案説明
10月3日	土	休日
10月4日	日	休日
10月5日	月	休会
10月6日	火	休会
10月7日	水	休会（一般質問・質疑通告期限：正午）
10月8日	木	休会
10月9日	金	休会
10月10日	土	休日
10月11日	日	休日
10月12日	月	休会
10月13日	火	休会
10月14日	水	休会
10月15日	木	休会
10月16日	金	休会
10月17日	土	休日
10月18日	日	休日
10月19日	月	休会
10月20日	火	休会
10月21日	水	休会
10月22日	木	休会

10月23日	金	休会
10月24日	土	休日
10月25日	日	休日
10月26日	月	<p>本会議第2日</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開議、一般質問 ○議案質疑、討論、採決 ○議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 ○閉議・閉会 ○議会運営協議会（午後2時20分～） ○議員全員協議会（午後2時40分～） ○議員全員協議会（本会議終了後）

1 0 月 2 日 (金曜日)

○出席議員（15人）

2番	多田晃	議員	(藤枝市議会議員)
3番	石田江利子	議員	(焼津市議会議員)
4番	松島和久	議員	(焼津市議会議員)
5番	遠藤久仁雄	議員	(藤枝市議会議員)
6番	松寄周一	議員	(藤枝市議会議員)
7番	村松幸昌	議員	(焼津市議会議員)
8番	杉田源太郎	議員	(焼津市議会議員)
9番	岡村好男	議員	(藤枝市議会議員)
10番	山根一	議員	(藤枝市議会議員)
11番	池谷和正	議員	(焼津市議会議員)
12番	青島悦世	議員	(焼津市議会議員)
13番	藪崎幸裕	議員	(藤枝市議会議員)
14番	鈴木浩己	議員	(焼津市議会議員)
15番	渋谷英彦	議員	(焼津市議会議員)
16番	大石保幸	議員	(藤枝市議会議員)

○欠席議員（1人）

1番	石井通春	議員	(藤枝市議会議員)
----	------	----	-----------

○出席説明員

管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
副 管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
中部看護専門学校長	香 川 二 郎	
事 務 局 長	長 井 孝 仁	
事 務 局 次 長	松 田 兼 利	
消 防 長	松 浦 一 仁	
消 防 次 長	大 橋 充	

○監査委員 鈴 木 正 和

○職務のため出席した職員

書 記 長	大 畑 範 芳	(藤枝市議会事務局長)
書 記	森 谷 浩 男	(藤枝市議会事務局次長)
書 記	渥 美 直 人	(藤枝市議会事務局主幹兼議事担当係長)
書 記	岡 真 太郎	(藤枝市議会事務局主任主査)

令和2年10月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第1日目）

日時／令和2年10月2日（金）午後3時30分開議

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

第1 開会・開議

第2 会議録署名議員の指名

第3 諸般の報告

（1）管理者提出議案の受理について

（2）例月出納検査結果報告書の受理について

第4 日程第1 会期の決定

第5 日程第2 認第1号 令和元年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

認第2号 令和元年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について

第12号議案 令和2年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第2号）

以上 3件一括上程（提案理由の説明のみ）

第6 散会

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○議長（大石保幸議員） 皆様、こんにちは。会議を始める前に、令和2年9月1日に志太広域事務組合職員の異動がありましたので、紹介をお願いいたします。

○事務局長（長井孝仁） それでは9月1日付、人事異動に伴う職員の紹介をさせていただきます。事務局長の長井孝仁です。よろしくお願いいたします。

○事務局次長（松田兼利） 事務局次長の松田兼利です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局長（長井孝仁） 礼。よろしくお願いいたします。

○議長（大石保幸議員） 以上で、紹介を終わります。

ただいまから、令和2年10月志太広域事務組合議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、3番 石田江利子議員、13番 藪崎幸裕議員を指名いたします。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長（大畑範芳） 議長。

○議長（大石保幸議員） 書記長。

○書記長（大畑範芳） 御報告いたします。

初めに、本定例会へ管理者から認第1号、令和元年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてほか2件の議案の送付があり、これを受理いたしました。

次に、監査委員から、例月出納検査結果報告書（令和2年6月分及び7月分）の送付があり、これを受理いたしました。

以上でございます。

受理した報告事件一覧

[監査委員報告]

1 志太広域監第8号 令和2年6月分 例月出納検査結果報告書

2 志太広域監第9号 令和2年7月分 例月出納検査結果報告書

○議長（大石保幸議員） 監査委員からの報告につきましては、報告事件一覧及びその写しを既に配付済みでありますので、御了承願います。

以上で、報告を終わります。

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期を本日から10月26日までの25日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大石保幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、会期は25日間に決定いたしました。

日程第2. 認第1号から第12号議案まで、以上3件を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者(北村正平) 議長。

○議長(大石保幸議員) 管理者。

(登壇)

○管理者(北村正平) ただいま議題となっております令和元年度一般会計及び看護専門学校事業特別会計の決算について、取り組み内容を含め、概要と議案1件の提案理由について、御説明申し上げます。

はじめに、認第1号、令和元年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算であります。志太広域事務組合では、令和元年度も、ごみ・し尿などの処理施設、斎場会館、看護専門学校の運営や、住民の生命・財産を守る消防・救急業務など、圏域住民の皆さんにとって欠くことのできない多くの事業を実施してまいりました。

特に、各施設の運営につきましては、地元の皆さんの御理解・御協力をいただきながら、適時適切に設備などの整備を実施し、安全・安定した運営に努めまして、確実な組合業務の推進を図ってまいりました。

まず、斎場会館の整備につきましては、改築工事が終わり、昨年9月から、斎場会館「星山の苑」として、供用を開始いたしました。

大井川と藤枝の二つの新しい環境管理センターの整備につきましては、令和3年4月の稼働開始に向けまして、着実に建設工事を進めております。

(仮称)クリーンセンターの整備につきましては、地権者との用地交渉が順調に進みました。今後は、より詳細な建設計画に沿った進行管理により、引き続き、着実に事業を進めてまいります。

消防・救急業務につきましては、水槽付消防ポンプ自動車や高規格救急自動車などを計画的に更新することにより、消防力の強化を図ってまいりました。

また、近年は、全国的に台風や豪雨などの被害も増えていることから、人命救助に最善を尽くす体制づくりに力を注いでいます。

決算の総額は、決算書1ページにありますように、歳入9億1,292万4,900円、歳出92億6,045万3,537円であります。前年度と比較しますと、歳入は54.8%、歳出は54.1%、それぞれ増となりました。

次に、認第2号、令和元年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算であります。学校運営につきましては、学習環境の整備に力を注ぎ、焼津・藤枝・牧之原の各関係病院との連携を密にし、実習などで看護実践力の強化に努めながら、質の高い看護師育成を図っています。

令和元年度の看護師国家試験では、3年生41人のうち40人が合格、全国平均を大きく上回る97.6%の高い合格率でありました。そのうち、34人が3市の関係病院に就職いたしておりまして、地域医療に貢献する本校の使命を果たすことができました。

決算の総額は、歳入1億8,806万6,556円、歳出1億7,953万3,295円であります。前年度と比較しますと、歳入は2.0%、歳出は1.4%、それぞれ減となりました。

以上が、令和元年度一般会計及び看護専門学校事業特別会計決算の概要であります。これら志太広域事務組合の事業執行における主たる財源は、焼津・藤枝両市の分担金です。両市民の税金で事業を行っていることを常に意識し、経費節減に心がけ、効率的な事業の執行に取り組んでまいりました。

なお、詳細につきましては、それぞれの決算書及び主要施策概要報告書、併せて、地方自治法第233条第3項の規定により、付している監査委員の審査意見書の写しを御覧ください。

次に、第12号議案令和2年度志太広域事務組一般会計補正予算（第2号）についてです。今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ6,380万2,000円を追加して、予算の総額を115億6,510万6,000円にするものであります。主な補正内容は、歳入では、分担金及び負担金1億6,283万8,000円を減額し、繰越金2億2,664万円を増額しようとするものであります。歳出では、衛生費について、クリーンセンター事業用地購入費の清算払いのため、6,380万2,000円を増額しようとするものであります。

以上、議案3件につきまして、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます

○議長（大石保幸議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

再開日時をお知らせいたします。

10月26日午後3時開議です。

本日は、これで散会いたします。

午後3時40分閉会

10月26日（火曜日）

○出席議員（15人）

1番	石井通春	議員	(藤枝市議会議員)
2番	多田晃	議員	(藤枝市議会議員)
3番	石田江利子	議員	(焼津市議会議員)
4番	松島和久	議員	(焼津市議会議員)
5番	遠藤久仁雄	議員	(藤枝市議会議員)
6番	松寄周一	議員	(藤枝市議会議員)
7番	村松幸昌	議員	(焼津市議会議員)
8番	杉田源太郎	議員	(焼津市議会議員)
9番	岡村好男	議員	(藤枝市議会議員)
11番	池谷和正	議員	(焼津市議会議員)
12番	青島悦世	議員	(焼津市議会議員)
13番	藪崎幸裕	議員	(藤枝市議会議員)
14番	鈴木浩己	議員	(焼津市議会議員)
15番	渋谷英彦	議員	(焼津市議会議員)
16番	大石保幸	議員	(藤枝市議会議員)

○欠席議員（1人）

10番	山根一	議員	(藤枝市議会議員)
-----	-----	----	-----------

○出席説明員

管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
副 管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
中部看護専門学校長	香 川 二 郎	
事 務 局 長	長 井 孝 仁	
事 務 局 次 長	松 田 兼 利	
消 防 長	松 浦 一 仁	
消 防 次 長	大 橋 充	

○監査委員 鈴 木 正 和

○職務のため出席した職員

書 記 長	大 畑 範 芳	(藤枝市議会事務局長)
書 記	森 谷 浩 男	(藤枝市議会事務局次長)
書 記	渥 美 直 人	(藤枝市議会事務局主幹兼議事担当係長)
書 記	岡 真 太郎	(藤枝市議会事務局主任主査)

令和2年10月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第2日目）

日時／令和2年10月26日（月）午後3時開議

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

第1 開議

第2 諸般の報告

(1) 一般質問の通告受理について

(2) 管理者提出追加議案の受理について

第3 日程第1 一般質問

1 1番 石井通春 議員

(1) ゴミの増量にどう対処していくか

2 9番 岡村好男 議員

(1) クリーンセンター整備事業の進捗状況について

日程第2 認 第1号 令和元年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定
について

認 第2号 令和元年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会
計歳入歳出決算認定について

第12号議案 令和2年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第2
号）

以上 3件一括上程

1 質疑

2 討論

3 採決

日程第3 第13号議案 （仮称）クリーンセンター事業用地の取得について

以上 1件上程（管理者から提案理由の説明、事務局次長から
補足説明）

1 質疑

2 討論

3 採決

第4 閉議・閉会

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午後 3 時00分開議

○議長（大石保幸議員） それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長（大畑範芳） 議長。

○議長（大石保幸議員） はい、書記長。

○書記長（大畑範芳） 御報告いたします。

初めに、石井通春議員ほか1名から、それぞれ提出をされた一般質問の通告を受理いたしました。

次に、本定例会へ管理者から第13号議案、（仮称）クリーンセンター事業用地の取得について、追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

以上でございます。

○議長（大石保幸議員） 日程第1．通告に基づき一般質問を行います。

順に発言を許します。

1番 石井通春議員、登壇を求めます。

○1番（石井通春議員） 議長。

○議長（大石保幸議員） はい、石井議員。

（登 壇）

○1番（石井通春議員） 日本共産党の石井通春です。

今日は、志広組の焦眉の課題でありますごみの減量について質問いたします。

新クリーンセンターの建設が迫る中、今年3月議会で、さらなるごみ減量が進むことで、1日230トンの処理施設規模の検証も検討するとの御答弁がある一方で、近年、ごみが若干ながらですが増量を続けている点を問います。

まず、燃やすごみの焼津市の増量についてです。

この5年間で見ますと、平成27年度から平成29年度は徐々に減少してきておりますけれども、平成30年度は2万4,033トン、前年比342トンの増、令和元年度2万4,405トン、同じく372トンの増となっております。

一方で、藤枝市も若干ながら増えているのですが、ほぼ焼津市が2万4,000トン、藤枝市が2万1,500トン規模で推移しております。両市合わせますと1.1%の増量となります。両市は人口もほぼ同じなのに、なぜこれほどの差があるのかと。特に焼津市の増加

の原因をどう捉えるか、これが1点目です。

一方で、燃やさずに再利用、つまり資源化できるごみの排出量は両市とも減少しております。令和元年度でいいますと、焼津市、前年比1.6%の減少、藤枝市7.3%の減少、両市合わせますと3.9%の減少です。

つまり、組合においては、燃やすごみが増えている一方で、燃やさずに済むごみの搬入が減っているという、この状況がありますけれども、この資源化が進まない理由はなぜかということです。

3点目は、ステーション方式によらない、直接高柳清掃工場に持ち込む、この持ち込みごみの異常な増加ぶりについてです。

これは、平成27年度から5年間、全て増となっております、5年前は1万5,510トンだったのが、令和元年度は1万7,193トンと1,683トンもの増加で、10%近くの増加をしている計算になります。

この1万7,193トンの持ち込みごみ量、これは、藤枝市のごみの量が2万1,679トンなので、藤枝市の79%もの相当の数字になっておりまして、単純な比較なのですが、人口に掛け合わせますと、11万人規模の都市のごみの量が持ち込みごみとして持ち込まれている、燃やされているという計算になります。

私は、過去の志太広域議会でこの問題を問うていますが、搬入物検査をやっていると、組合のほうで。それが主な取組みということですが、この増加の状況を見ると、こうした従来の方法、搬入物検査だけの方法だけでは抑え切れていないというのが現状だと思います。その是非についてを問います。それが3点目です。

最後に、拠点回収の取組みについてです。

両市のごみは、基本各ステーション、御自宅の周りに幾つかありますステーション方式によります収集が主なやり方です。ここに捨てられます燃やすごみの中には、燃やさずに済む、つまり資源化できる品々がまだまだ多く含まれているわけでありまして、これは志広組も気にしておりまして、一般廃棄物処理基本計画、これは両市と志広組で作成しておりますが、多くのページを割いて、この混入ごみについて述べられています。

ただ、市民の側からすれば、分別の徹底というものは負担になります。これを軽減するには、このステーションの回収方式ではなく、いわゆる拠点をつくって、そこでの回収を充実させるという方法が効果的だと思います。充実とは、その1カ所で、ほぼ全てのごみが捨てられるということです。

現在の拠点回収は、組合が実施しております、この近所の岡部のリサイクルセンター、そして、藤枝に限っていえば、3カ所のエコステーションです。この両者は私もよく利用いたしますが、明らかに違いがあります。1つは開設日。岡部のリサイクルセンターはほぼ毎日ですが、エコステーションは基本週末だけです。あとは回収の内容。リサイクルセンターは、ほぼ全ての不燃ごみが処理できます。ところが、エコステーションは何かしら処理できないというものが残ってしまう。そうなりますと、市民から見ると、「もう面倒だから燃やすごみで捨ててしまえ」ということにどうしてもなってしまうんですね。

資源化強化というものは燃やすごみを減らすことと表裏一体のはずです。従来の回収方式だけではなくて、この拠点式の回収をさらに充実させることが、このごみ減量を達成する有効な手段だと思えますけれども、当局の考えはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（大石保幸議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（大石保幸議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） 石井議員にお答えいたします。

初めに、ごみの増量にどう対処していくかのうち、1項目めの焼津市の燃やすごみが増量になっている原因について、このことをございます。

ごみの発生抑制及び適正排出の推進に関する施策につきましては、二市において行っております。また、二市と組合で構成しておりますごみ減量推進会議、この会議におきまして情報共有を行っているところでございますが、この会議の中では、主な原因として、近年の大雨被害などの、特に昨年10月12日の台風19号の影響によりまして、燃やすごみの量が増加したと聞いているところでございます。

次に、2項目め、二市の資源物回収の減少と資源化について、このことをございます。

資源物回収が減少していることについて、二市と情報共有する中では、ペットボトルなどの資源物は、スーパーマーケットなどで民間の回収拠点が増えていることから、民間事業者により資源化されていると考えております。

次に、3項目めの持ち込みごみの増加に対する取り組みについて、このことをございます。

組合では、事業系ごみの搬入を受け付けている高柳清掃工場におきまして、稼働停止の要因となります異物混入の防止や分別目的の搬入物検査を行っているところでございます。

今年度においては、検査回数を増加いたしまして、分別不適合な事業者に二市から指導強化をするなど、連携して取り組んでいるところでございます。

次に、4項目め、拠点回収方式のさらなる充実についてでございますが、組合は、リサイクルセンターを拠点回収の場として運営いたしまして、ごみ及び資源物の回収につきましては、二市で取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（大石保幸議員） 石井議員、よろしいですか。はい、石井議員。

○1番（石井通春議員） まず、ちょっと冒頭に確認しておきますけれども、ごみの減量は、もちろん二市がやる役割だということになっております。組合はそれを処理するというのが基本的な役割であります。役割はそうだといたしましても、ごみの減量への取り組み、これは、組合と二市が連携して取り組むべきものであるはずで、実際に、ごみの発生を抑えるための3つの基本方針というものがありますが、これは、組合と二市が連携して行っていくということが一般廃棄物処理基本計画書の中にうたわれております。かつ、新清掃工場建設をめぐる組合が実施しておりますパブリックコメント、ここには、市民からのごみの減量を問う質問が寄せられておりますが、「ごみ減量、資源化への取り組みを積極的に進めていきます」と組合が答えていらっしゃるけれども、先ほどお答えがありました毎月のごみの減量会議も、これは組合が主催しておりまして、こうした具体的事実の下では、ごみ収集は二市がやることだから組合議会では答えられないということは通用いたしません。当局はそのつもりでこれからの再質問にお答え願えればと気付けをいたしまして質問いたします。

まず、焼津のごみの減量についてです。

お答えは、去年の台風の影響があるということが言われましたが、もちろんこの影響もあると思っておりますけれども、果たしてそうした一過性のものが主な原因であるかといえ、私はそうとは思っておりません。燃やすごみの5割以上は生ごみです。その生ごみを資源化しているのは、藤枝市が一部ですけれども、今、実施しておりまして、台風のそういうところに求めるのは、木を見て森を見ずというような、そういう議論だと思っておりますが、なぜこの焼津ではできないのかと。生ごみの資源化ですね。台風も一因かもし

れませんが、この数値の比較では、それはあくまでも細部の問題でありまして、5割以上を占めるこの生ごみに資源化へと取組みをしていくのが、現状一番有効な方法だと思いますが、いかがですか。

○事務局次長（松田兼利） はい。

○議長（大石保幸議員） はい、事務局次長。

○事務局次長（松田兼利） 石井議員にお答えさせていただきます。

二市の皆様には、生ごみの水切りや分別等、減量化の処理に御負担をお願いしてございます。組合といたしましては、ごみ減量推進会議を通じまして、二市の取組みの効果、また問題点、特に生ごみでいいますと、生ごみの資源化工場の確保等もございまして。それらの情報を共有しまして、二市とともに減量化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（大石保幸議員） はい、石井議員。

○1番（石井通春議員） あまり正面からのお答えとはなっていないと思います。

私は、ただやれとか、藤枝でやっているから焼津でやれるんじゃないか、そういう単純な話では考えておりませんで、もし何か、焼津のほうでやれない理由があれば、それはそれでまた検証していく必要があるというふうに思うんですけれども、いや、全くそうしたものも示されておらず、なぜやれないのかという、その検証すらできない、情報を共有するという段階では検証すらもできないという、そういう状況だと思うんですね。

ごみ減量会議の主催者は、先ほど言いましたように、志広組です。ですので、藤枝で行われている実情が組合の中には持たれているわけですので、共有できているわけですので、組合は積極的な役割を果すべきだというふうに指摘をしておきます。

それから、資源化ごみについては、2番目の問いですが、民間が主体となっているというお答えがありましたが、それはそれで、今、あらゆるところにダンボールなんか捨てられるところが、ステーション的なところがありますので、そちらのほうの手っ取り早いというのは市民のほうから見ても当然だと思います。スーパーなんかにもありますから。それはそれで事実でありますけれども。だから、せっかく志広組でも資源化できる取組みを民間任せみたいな形にしてしまっているのかなというのは疑問に思っておりますが、これは、求めるところは、最後の4点目のところになりますから、そこで同じような質問をいたしますので、そちらのほうに譲りたいと思いますけれども。

3点目の高柳清掃工場への持ち込みごみの増加について。

これが、量があまりにも過大になってきておりまして、もうとてもそのまま置いておいていいような状況にはなっていないというのが現状ですね。具体策として、お答えでは、私も言いました、搬入物検査、この回数を今年から増やした、倍加したということですね。ただ、これにとどまっていれば、私は増加というものはなかなか抑え切れない、実際、毎年の増加の状況を見ると、抑え切れないのではないかとこのように思います。

なぜ、こう増えてしまっているかという私なりの検証なのですが、その業者のごみの捨て方、あそこに持ち込まれるごみのほとんどは事業系のごみですね。業者が持ち込むものです。業者にとっては、そのごみの捨てるというものは、ほとんど外部の会社に委託をして、もう任せちゃっている、そういうのが実態であるというふうに思います。

事業者の立場から見れば、ごみをわざわざ分別するなんていう取組みはしないんですよ、やはり利益にならないですから。もう面倒くさいから捨ててしまえというふうになるわけですし、とてもそういったところに取組みを求めるほうも、ちょっとこれは無理がある、業者のほうにね。やれと言ってもなかなか無理があると思います。そこまで時間もないと思いますので。ただ、そういうところを放っておいて幾ら検査を強化しても、これは、私は、あまり効果は薄いと思いますね。

一方、積極的なところも業者の中にはあるわけですし、平成26年度、少し前になりますが、11月の藤枝市議会で私はこの問題を聞いておりますけれども、その時、例に出しましたのが、大手スーパーの静鉄ストアです。この静鉄ストアは、バックヤードから出る生ごみがありますね。そのごみを堆肥化して、その自社の販売ルート、園芸ルートとか、そうしたところに活用している取組みを独自にやっているという話を伺いまして、議会でも紹介させていただきました。ただ、その堆肥の使い道が限られてしまっているということで、当時、33店舗、県内にあったのですが、この取組みをしているのは6店舗にとどまっていたというのが当時のお答えでした。

今はどうなのか。私、電話で聞いてみたんですが、5年たっても変わりはないという答え。堆肥が結局その使い道、堆肥を受け取ってくれるところがあれば全店舗に拡大できるんだけど、そこがないので、出口がないので、そうした限界になってしまって、とどまっているというのが静鉄ストアの状況でありました。ほかの会社なんかでも違ったいろいろな状況があると思いますが、こうした事業者の取組みを促すことが搬入物検

査よりも私は必要だと思えます。これは二市でやることではありません。組合でやることですから、きちんと答えていただきたいと思えますけれども、どうでしょうか。

○事務局次長（松田兼利） 議長。

○議長（大石保幸議員） はい、事務局次長。

○事務局次長（松田兼利） 現状の組合につきましては、先ほど御答弁いたしましたように、搬入物検査の増加、それから、その情報を二市に提供させていただきまして、二市より、その事業者のほうへ直接御指導いただけるような、そうした対応で努めております。議員の御指摘のように、静鉄、企業の取組み、こういったものも踏まえまして、新たな取組みが今後必要ということにつきまして、そういった取組みにつきまして、この事業系のごみの削減に向けて二市とともに努めてまいりたいと、このように思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大石保幸議員） はい、石井議員。

○1番（石井通春議員） 私は結構時間かけて聞いたんですが、何かあんまりさらっと答えられていますけれども。

その電話のときに静鉄の担当者が言ったのは、こうも言っていたんですよ。行政との接点は全くない。だから、行政と沿う接点があれば、何かこの方向が見えてくるんじゃないかなと思うんですね。

静鉄の言い分は、先ほど言ったように、その出口、その堆肥の出口がない。それを受け入れるところがあれば、もっと全店舗に拡大できるんだと、そう言っている。

今、実際、その藤枝生ごみの出口、御前崎のグローブですか。あそこの堆肥、静鉄の担当者、こうも言っていたんです。ユーザーのその堆肥に対する要求が非常に高い。ただ堆肥というだけではだめだと。もっとブランド物みたいな堆肥がいいんだというふうに、そのようにも言っていたんですけれども、じゃあ、そのグローブの堆肥とその静鉄の堆肥が一緒にできるかどうかわかりませんよ、それは。でも、一緒にできるかもしれない。それは協議しなきゃ始まらないので、静鉄さんは協議の場も全く行政とはないということで、ここでとどまっているんですよ。でも、協議すれば、堆肥の行き先ができるかもしれない、静鉄のほうの。今、そういう状況だと思うんですよ。協議すら行われていないことに問題がありまして、これは組合が主体的にやっていることですから、もう少し積極的に取り組んでいくべきところかなというふうに思います。

4番目の拠点回収の充実の話でございますけれども、これも過去の議会で取り上げたことがありますけれども、拠点回収のお手本のようなだと私は思っておりますが、愛知県の日進市というところにありますエコドームと呼ばれます拠点回収施設です。これは、市役所の隣にあります敷地にドームのようなものを造って、結構広大な敷地があるんですが、そこに不燃ごみはもちろんなんですが、可燃ごみも受け入れることができます。市民はその1カ所にいけば、ほとんどオール全てのごみはその1カ所で処理できるという、何でも分別できる状況がある。

私も数年前に行ったときのその写真も見直してみたんですが、大きな紙袋が幾つも置いてあって、そこに何でもぼいぼい捨てるようなことができ、分別品目の1つに、例えば、割り箸というものがある。割り箸は普通燃やします。燃やすごみになる。でも、それは資源化できるんですね。そこまで徹底して分別ができるようになって、その大きな紙袋を業者が直接取りに来るということですから、運搬費用も行政のほうにはわかっている。そうしたところに市民の方も非常に積極的にというか、使いやすいものですから、ほぼ年中無休でやっていますので、喜んで捨てにくるというか、そういうストレスもなく市民の方も来ているという状況でありました。ここに私はすごくモデルがあるのかなと思いますけれども。

ただ、日進市というのは非常に市の域が狭いので、人口がぎゅっと集中しているところですから、その市内の中心に1カ所つくれば、ほぼ全ての市民のカバーができるという、藤枝、焼津とちょっと違う状況は、地理的な状況はありますけれども、一概には言えないと思いますが。こうした拠点回収の充実が減量の前進につながることは、私は間違いないと思うんですけれども、お考えはどうでしょうか。

○議長（大石保幸議員） はい、事務局次長。

○事務局次長（松田兼利） 現在の回収方式につきましては、環自協の皆様と協力体制が整いまして、身近なステーションで回収するなど、これを主体に二市でそれぞれ地域に合った取り組みがされてございます。

今後につきましては、回収の施設の充実、こちらにつきましては、利用者にとって排出しやすい環境づくり、これらを配慮する必要がございますので、二市とともに、これらについて努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○1番（石井通春議員） はい。

○議長（大石保幸議員） はい、石井議員。

○1番（石井通春議員） その担当者の言葉を私も今でも覚えておりますが、燃やすごみのうち、2割は、もう燃やさなきゃどうしようもない。8割は何らかすれば資源化できると、そうも言っていました。今は大体そこまで行ってないですからね。徹底すればそうしたところまでできるというところは間違いないところだというふうに思っております。

そして、ちょっと時間的なことを言いますけれども、今、二市とともにやっていくとか、その研究していくとか、そうした言葉が出てきておりますけれども、悠長なことを言っている場合ではないんですね。施設規模の決定、稼働の時期は、今のところ令和8年度から9年度というのが大まかな見込みとして出されておりますけれども、それに向けての手續というものは、もう既にこれから始まるという段階に来ておりまして、DBO方式という一括発注のやり方で行っていくということで、それに伴う手續では、実際の委託の中身の基準となります仕様書を伴います要求水準書というものを今年度中に策定することが求められておりまして、今、志広組はその手續に入っているはずで。

ここには、要求水準書の中には、当然施設規模というものが書かれていないと仕様書をつくれないので、230トンというものを今年度中に決めるというような、そういうタイムリミットのものがもう既にあるというのが迫られているという状況ですね。

私は、何が何でも施設規模を小さくしろと言うつもりは毛頭ありませんで、小さくし過ぎたがために、そのごみがかえってあふれてしまって、ほかの市に持っていくとか、そんなみっともないことになる、後から大ブーイングが来ますから、そこまでやれとは言っておりません。ただ、やることをやり切っても、本当にその規模が必要だということがあるか、現状そう言えるかと。ごみの減量の徹底をやり切っていると言い切れるかというところだと思うんですね。そうではないというように今までのお答えで私はそう感じておりまして、将来、何でああいう大規模な施設を造ったんだとかえって言われかねないようなところもひょっとしたら出てくるかもしれない。

施設規模というものは、建設だけにとどまらず、稼働のランニングコストにも大きな影響が出てきて、それは組合の直接に関係する話だというふうに思います。今のような、二市とともにとか、研究するとか、そうした状況にはなっておらずに、本腰を入れての組合としての取組みは、今、求められているというふうに思いますが、どうですか。

○議長（大石保幸議員） はい、事務局次長。

○事務局次長（松田兼利）（仮称）クリーンセンターの施設規模につきましては、現在のところ、両市にお願いいたしまして、現実的に搬入してくる量につきましては、現在、すり合わせを行っているところでございます。そういう中で、できる得る限り確実に減量していただくと、そういうような姿勢で両市取り組んでいるところでございますが、また、この減量の対策でございますけれども、減量については、施設だけではなくて、将来的に、この減量については継続して取り組むものと考えてございます。市民への減量化の処理や費用、そうした負担もかかるものでございます。しかし、施設のランニングコスト削減にもこういったものはつながってくるものでございますので、減量化につきましては、今後とも二市とともに協力体制で努めていきたいと、こう思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大石保幸議員） はい、石井議員。

○1番（石井通春議員） 現状の取組みは将来的にも通じていくものはもちろんそうありますが、ランニングコストにももちろん影響しますので。私が言っておりますのは、施設規模の決定が迫る今こそ取組みの強化が求められているというふうに尋ねたんですが、その点についてのお答えは残念ながらございませんでした。

最後に1つだけ伺っておきます。

減量とこの処理の取組みというのは、これは一体となっている話で、切り離せるものではありませんが、いろいろな自治体では、ごみの処理の取組みが行われておりますが、志広組ならではの、一部事務組合ならではの取組みといったものももっとあっていいのではないかと。普通、単一自治体で収集から処理までやる場所もあります。ごみ処理というのは、基本的に迷惑施設でありますから、全ての町にごみ処理施設がなければだめという話では私もないと思っていて、その二市で取り組む現在のよう志広組のような取組みも、もちろんそれはそれであっても、一部事務組合であってもいいと思います。

ただ、志太広域の場合で考えてみますと、ごみの減量の取組みというものは二市それぞれ違いがあります。先ほど言いました生ごみもやっているかどうか。

一方で、焼津がやっているけれども藤枝がやってないというようなところもあるかもしれない。そういうときに、せつかく先ほどから出ておりますごみ減量会議というものを志広組がやっているわけですし、これが毎月行われているということも聞いておりますが。そういうお互いの市の取組みのいいところを学び合うというか、取り組み合う、そういったところをもっと役割として果たしていくべきではないかと。切磋琢磨させる

ような立場を、組合が主催者なんですから、組合が取っていくべきではないかなど。そこら辺はメリットとしてあるのではないかと思いますけれども、新たな取組みとして、せっかく新任部長なったんですから、決意表明のような形で言っていただければと思いますけれども、いかがですか。

○議長（大石保幸議員） はい、事務局次長。

○事務局次長（松田兼利） 二市ともにそれぞれその市民に合った取組みがされております。組合といたしましては、今後もこういった優れた取組み、こうした諸事情を含めまして、情報を共有することで二市とともに減量化に努めてまいります。二市と共という形が続きますけれども、両市の施策があって、両市の取組みがあって、我々の処理等も含めて、一体となって取り組む事業でございます。とにかくこうした連携を重視しながら、それぞれの立場で取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大石保幸議員） はい、石井議員。

○1番（石井通春議員） 一層のごみの減量の取組みに志広組が主体的になっていく形を取るよう求めておきまして、質問を終わります。

○議長（大石保幸議員） 以上で、石井通春議員の一般質問を終わります。

それでは、次に進みます。

9番 岡村好男議員。

○9番（岡村好男議員） 議長。

○議長（大石保幸議員） はい、岡村議員。

（登壇）

○9番（岡村好男議員） 岡村でございます。

通告に従いまして、標題、クリーンセンター整備事業の進捗状況について質問をさせていただきます。

昨年の3月に、クリーンセンター建設予定地に隣接する仮宿、高田、子持坂の各3町内会から建設合意の確約書を交わし、大きな前進をして以来、クリーンセンター用地、そして、仮宿高田線道路附帯施設のそれぞれの地権者との用地交渉を進められ、6月の藤枝市議会、7月のこの志太広域事務組合議会でも、一部地権者を残した土地取得の議決がなされたところであります。また、遡って、3月の組合議会では、管理者から、クリーンセンターの稼働時期について令和8年度から9年度にかけての予定変更の報告が

ございました。

そこで、今後のクリーンセンター整備事業の進捗状況についてとして、確認を含めた次の3点について、御質問をさせていただきます。

まず、1点目でございます。

隣接する町内会とは建設することの同意を得ましたが、今後、組合として隣接する町内会とどのように接していくのか、伺いたく思います。

次に、2点目でございます。

クリーンセンター建設には、最大地権者の静岡大学の建物などの物件移転工事をする必要がありますけれども、その進捗状況についてを伺ってまいります。

最後、3点目でございます。

クリーンセンターの稼働年度については、前段で述べたように、本年3月の組合議会で管理者より、令和8年度から9年度という報告がございましたけれども、事業が用地取得から物件移転工事へと進んでいく状況で、明確な稼働年度が具体的に示されるのはいつごろか伺ってまいります。

以上、質問といたします。

○議長（大石保幸議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（大石保幸議員） はい、管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） 岡村議員にお答えいたします。

初めに、（仮称）クリーンセンター整備事業の進捗状況のうち、1項目め、今後、組合として隣接する町内会とどのように接していくかについて、このことでございます。

これまで、地元の皆様には、事業に対する御理解と御協力をいただいているところでございますが、今後も連携を図りながら、建設に関する丁寧な説明を行いますとともに、公害防止協定における規制値のすり合わせ等を鋭意進めまして、地元住民の皆様とより一層強固な信頼関係を築くように努めてまいります。

次に、2項目め、静岡大学の物件移転工事の進捗状況について、このことでございます。

静岡大学の代替地への物件移転工事につきましては、藤枝市におきまして、道路事業等と併せて協議や調整を行いながら移転を進めているところでございまして、現在、設

計や準備工を経て、造成工事に着手しているところでございます。

今後は、造成が完了した後、物件移転が行われ、令和4年3月に事業用地が引き渡しされる予定でございます。

次に、3項目め、クリーンセンターの稼働年度が具体的に示されるのはいつかについて、このことでございます。

(仮称)クリーンセンター事業に関わる用地取得につきましては、未買収でありました地権者との仮契約を締結しましたことから、全ての事業用地が確保され、予定どおり、令和3年度中に補償物件の移転を完了する見込みとなりました。

今後は、事業者選定等の手続を含めまして、具体的な建設に向けたスケジュールが決定でき次第、速やかにお示しをまいります。

以上でございます。

○議長（大石保幸議員） 岡村議員、よろしいですか。

○9番（岡村好男議員） はい。

○議長（大石保幸議員） はい、岡村好男議員。

○9番（岡村好男議員） ただいまの答弁で、おおむね理解をいたしましたけれども、さらに確認を含めて再質問をさせていただきます。

まず、1点目の隣接する町内会との関連で、地域との防止協定の規制値のすり合わせをし、今後の展開の中で締結していくという、こういう答弁があったわけなんです、それなりにこれ理解するわけですが、ただこれ、あくまでも、これは、クリーンセンター敷地内から発する規制値という、そういう内容で捉えていいのか、伺っておきます。

○事務局次長（松田兼利） 議長。

○議長（大石保幸議員） はい、事務局次長。

○事務局次長（松田兼利） この規制値につきましては、クリーンセンターの敷地内から発する規制値でございます。また、これにつきましては、国や県が定める規制値、これよりもさらに厳しい規制値ですり合わせを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大石保幸議員） はい、岡村議員。

○9番（岡村好男議員） それでは、次に、交通量が当然増大するわけなんです、この交通対策について、どのような考えを持っておられるか、伺います。

○議長（大石保幸議員） はい、事務局次長。

○事務局次長（松田兼利） 交通対策でございますが、クリーンセンターに接続します市道仮宿下付田高田線、及びこの市道に接続する都市計画道路天王町仮宿線と、こちらの道路整備によりまして、藤枝市で交通量の対策がされる予定でございます。

以上でございます。

○議長（大石保幸議員） はい、岡村議員。

○9番（岡村好男議員） 交通量、特に搬入量ですね。こういった問題は、しっかりとこう、台数含めて検討していただいて、今、2つの路線を考えるということで、わかりました。理解しました。

次に、隣接する町内会との合意が取られた地域からの環境整備改善等のこの要望、出ていると思いますけれども、この取扱いについて、どのような状況かと、併せて、どういう形でこの問題を処理していくか伺います。

○議長（大石保幸議員） はい、事務局次長。

○事務局次長（松田兼利） 藤枝市と関係する町内会とで確約書が締結されております。主な内容といたしましては、道路整備や水路の整備など、地域の生活環境整備が主なものでございます。

また、藤枝市と隣接する町内会では、確約事項の履行状況を双方が確認の上で操業を開始することとなっております。こうしたことで取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大石保幸議員） はい、岡村議員。

○9番（岡村好男議員） 答弁、そういうことでわかりました。

冒頭の答弁でもいただいたわけなんですけど、特に、こういった構想の問題、地域との信頼関係、そういったものが非常に大切かと思っておりますので、そして、その要望に対して真摯に答えるという前向きなところで処理をしていきたいなど、そんなことを強く求めておきます。

次に、2点目の静岡大学敷地内の物件移転工事については、補償物件の移転完了を令和3年度中、そして、令和4年3月に向けて事業用地として引き渡されると答弁で確認できました。これでよろしいですね。

○議長（大石保幸議員） はい、事務局次長。

○事務局次長（松田兼利） そのとおりでございます。

○議長（大石保幸議員） はい、岡村議員。

○9番（岡村好男議員） はい、理解しました。

次に、最後の3点目のクリーンセンターの具体的な稼働年度については、明確な御答弁は得られませんでしたけれども、回答の中で、その内容はおおむね理解をしたわけです。

ただ、現在稼働している、御存じかと思えますけれども、一色清掃工場は46年の操業なんです。そして、高柳清掃工場についても36年の操業を経て今日に至っているわけでございます。そうした中で、日々の建設施設設備の安全点検あるいは予防・保全についての当局の努力というか配慮、これは予算の形の中でもはっきりと出ておりますので、それは理解しつつも、設備の老朽化が想定外の事故を起こす可能性というのは大いにありますし、また、自然災害等への安全対策についても、より一層万難を排していただくことを強く求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（大石保幸議員） 以上で、岡村好男議員の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

○議長（大石保幸議員） 日程第2．認第1号から第12号議案まで、以上3件を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

8番 杉田源太郎議員。

○8番（杉田源太郎議員） 議長、8番 杉田源太郎。

○議長（大石保幸議員） はい、杉田議員。

（登壇）

○8番（杉田源太郎議員） 日本共産党の杉田源太郎です。通告に従い、質疑を行わせていただきます。

認第1号、令和元年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について。

（1）歳入の7款2項1目雑入についてお伺いします。

ア、自動販売機売上げの手数料、電気使用料、そのほかで732万円とあります。

（ア）場所、それから、台数別内訳についてお伺いいたします。

（イ）売上料金のうち、ペットボトル飲料が占める割合はどうなっているのでしょうか。

(ウ) 自動販売機設置許可に条件はありますか。

(2) 番、歳出2款1項1目監査費について。

概要報告で、令和元年7月、東京消防庁第九方面本部と武蔵野クリーンセンターへの意義ある視察がされていると説明があります。30年以内に発生する確率が高まっているとされる巨大地震、東日本大震災、それを教訓にした都市防災力強化「ごみから学び、集い…」、震災とNBC災害、その中でも特に浜岡原発のUPZ圏内にある藤枝、焼津にとって核による事故、NBCの中のN、Nuclearの関係に対応できる施設ということが組合事業監査の参考に資するということだと思えます。この視察結果は組合内でどのように位置づけられたのでしょうか。

(3) 歳出3款2項1目清掃総務費について。

ア、廃棄物処理施設計画費375万円。

(ア) 概要報告には、主要委託業務として株式会社静環検査センターへの委託費として123万円があるが、そのほかの内訳はどのようなものか。

(イ) ごみ組成分析、この調査について、容器包装プラスチックの組成分析を行っている。どのような体制で、どのように分析し、それをどのように活用しているのでしょうか。

概要報告書には、高柳・一色・リサイクルセンターでの燃やすごみ、資源ごみの搬入状況、処理状況についての説明がありますので、それに関連してお答えください。

(4) 番、歳出3款2項2目ごみ処理費について。

ア、燃やすごみの搬入について。

(ア) 燃やすごみの搬入量が、焼津市が2万4,405トン、前年比で372トン増、藤枝市2万1,679トン、前年比196トン減。この結果をどのように分析しているのでしょうか。

(イ) 燃やすごみで高柳清掃工場4万6,086トン、前年比1,137トン増、一色清掃工場1万7,191トン、前年比432トン減。この結果をどのように分析しているのでしょうか。

イ、焼却残渣処分費、高柳1億4,349万円、一色7,718万円、その量について、資料にあるのは、高柳では埋立てが2社、W社2,112トン、単価が28円、G社では266トン、単価が32円、再利用で1社2工場、T社ではF工場1,345トン、前年比より多くなっています。単価が29円。O工場688トンで、前年比少なくなっています。単価が33円。一色では、埋立てで1社。G社では1,277トン、単価が31円でした。再利用2社では、C社では436トン、単価が45円、M社では237トン、単価が49円です。

(ア) 埋立て処理社の各埋立て場のこの管理状況をどのように評価していますか。

(イ) 埋立ての処理と再利用の按分はどのように決められていますか。

(ウ) T社の工場ごとの単価が違うのはなぜでしょうか。G社は高柳・一色合計で1,543トン、高柳は単価が32円、一色のほうでは31円。単価が違うのはなぜでしょうか。

(エ) 再利用のT社はセメントの原料、C社は再生石等、私たちが視察をさせていただきました。単価が45円です。M社も再生石と聞いています。単価が49円です。再生の選択とその量の按分はどのように決められているのでしょうか。

ウ、最後に、リサイクルセンターごみ処理量についてお伺いします。

増加したのは、鉄1,729トン、前年比196トン、蛍光灯34トン、前年比で9トン増、容器包装プラ、これが3,152トンで前年度に比べて50トンです。減少したのは、ペットボトル193トン、前年比9トン、瓶で1,341トン、前年比95トン。

(ア) 単位容積当たり重量の少ない容器包装プラが50トン増えている。ペットボトルが9トン減っている。これについてどのような分析・評価をしているのか、最近5年間についてお伺いいたします。

以上、質疑といたします。石井議員と少しダブるところがあるもので、同じような答弁があると思えますけれども、よろしくお伺いいたします。

○議長（大石保幸議員） 当局から答弁を求めます。

○事務局長（長井孝仁） 議長。

○議長（大石保幸議員） はい、事務局長。

○事務局長（長井孝仁） 杉田議員にお答えします。

認第1号、令和元年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定のうち、1項目目の自動販売機売上手数料、電気使用料についてであります。

まず、組合所管施設の自動販売機設置台数及び売上手数料、電気使用料ですが、高柳清掃工場は2台で、手数料が19万6,114円、電気料が5万3,268円、一色清掃工場は1台で、手数料が6万6,507円、電気料が3万1,065円、リサイクルセンターは1台で、手数料が1万4,053円、電気料が2万6,351円、斎場会館は2台で、手数料が20万3,702円、電気料が4万4,204円、消防本部は、2署で5台、4分署に各1台、合計9台で、手数料が341万6,865円、電気料が36万4,648円であります。

次に、売上のうち、ペットボトル飲料が占める割合ですが、設置業者7者のうち、分類統計を行っている業者1者のデータによると、約5割程度となっております。

次に、自動販売機設置許可の条件ですが、行政財産である各施設の用途、または目的を妨げない限度において使用を許可しており、このほか特別な条件を付してはおりません。

次に、2項目めの監査委員行政視察についてであります。

総合的な視点で監査をしていただくことを目的に行政視察を実施しており、監査を通して組合の行政運営に生かされているものと考えます。

次に、4項目めのごみ処理費についてであります。

アの燃やすごみ搬入についてのうち、(ア)の燃やすごみの搬入量の増減分析ですが、二市のごみ減量化への取組みの成果によって減少も見られますが、二市と組合で情報共有する中で、焼津市については、台風19号の被害の影響でごみが増えたと聞いております。

次に、(イ)の燃やすごみで高柳清掃工場が増、一色清掃工場が減、この結果の分析ですが、ごみ処理については、一色清掃工場で処理できない量は高柳清掃工場で処理をしています。令和元年度は、一色清掃工場の定期整備工事等の日数が増えたことに伴い、稼働停止期間が増え、搬入量が減っております。このため、高柳清掃工場を受入れをいたしました。

次に、イの焼却残渣処分費のうち、(ア)の埋立処分場の管理状況の評価ですが、十分な埋立容量を確保しており、また、周辺環境への対応等から、適正に管理されているものと評価しております。

次に、(イ)の埋立てと再利用の按分ですが、焼却灰の配分については、一定の資源化率を保ちながら、処理に係る費用面などを考慮して決定をしております。

次に、(ウ)の処分費の単価の違いですが、運搬費の差によるところが主な要因です。

次に、(エ)の再生の選択と量の按分ですが、清掃工場の灰貯留設備に違いがあり、灰の分離が可能な高柳清掃工場ではセメント資源化を、分離できない一色清掃工場では再生石資源化としております。

次に、ウのリサイクルセンターごみ処理量についてのうち、(ア)の容器包装プラが増、ペットボトル減の分析評価ですが、容器包装プラスチックの推移は、平成27年度が3,065トン、平成28年度が3,087トン、平成29年度が3,069トン、平成30年度が3,102トン、令和元年度が3,152トンとなっております。

また、市別の搬入量につきましては、焼津市は、平成27年度は1,520トン、平成28年

度は1,525トン、平成29年度は1,524トン、平成30年度は1,549トン、令和元年度は1,582トンとなっております。藤枝市については、平成27年度は1,572トン、平成28年度は1,566トン、平成29年度は1,570トン、平成30年度は1,575トン、令和元年度は1,596トンとなっております。

次に、ペットボトルですが、平成27年度が242トン、平成28年度が237トン、平成29年度が222トン、平成30年度が203トン、令和元年度が193トンとなっております。

また、市別の搬入量につきましては、焼津市は、平成27年度は144トン、平成28年度は140トン、平成29年度は132トン、平成30年度は121トン、令和元年度は112トンとなっております。藤枝市については、平成27年度は105トン、平成28年度は102トン、平成29年度は96トン、平成30年度は89トン、令和元年度は83トンとなっております。

なお、増減についてでございますが、二市と情報共有する中では、容器包装プラスチックが増えているのは、二市の啓発によって市民の分別が浸透してきた結果によるものと考えております。

また、ペットボトルなどの資源物は、スーパーマーケット等で民間の回収拠点が増えていることから、資源物が民間事業者により資源化されていると考えております。

残りの項目につきましては、事務局次長から御答弁をさせていただきます。

○事務局次長（松田兼利） 議長。

○議長（大石保幸議員） はい、事務局次長。

○事務局次長（松田兼利） 私から、決算認定のうち、歳出3款2項1目清掃総務費、廃棄物処理施設計画費についてお答えいたします。

3項目めの清掃総務費のうち、ア（ア）の委託費123万円以外の経費の内容についてでございますが、賃金が169万円、需用費が30万円、旅費が28万円、負担金、補助金及び交付金が19万円、使用料及び賃借料6万円となっております。

次に、（イ）のごみ成分調査、容器包装プラスチック組成分析調査についてでございますが、ごみ組成分析調査は、検査機関への委託によりまして、二市それぞれ10地点のごみステーションから検体を収集しまして、22品目ごとに重量、容積を計測し、資源ごみ等の含有量を調査しております。また、容器包装プラスチック組成分析調査につきましては、組合と二市の職員で年1回行ってございまして、二市それぞれ30キログラムの検体をごみステーションから収集しまして、10品目ごとに重量・容積を計測しまして、分別状況の調査をしております。

それぞれの調査結果につきましては、組合は、ごみの適正な分別化の資料といたしまして、また、二市では、ごみ減量化施策の資料といたしまして活用しているところがございます。

以上、杉田議員への答弁となります。

○議長（大石保幸議員） 杉田議員、よろしいですか。

はい、杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） では、再質疑させていただきます。

まず、自動販売機の関係ですけれども、今、私、今年の3月議会でも質問させていただきましたけれども、地球規模で起こっているそのプラごみ問題、これは生態に大きな影響を及ぼしている、そういうこと、この容器包装リサイクル法というものが施行されて、その関連でいろいろ調査をさせていただきました。そして、志広組のほうでもたくさんいろいろ勉強していただいて、私も一緒に勉強させていただきました。そういう問題について共有をしているというふうに解釈をしております。

プラごみのその約16%がペットボトルで、お弁当容器や、あるいはお菓子、そういう袋等の割合が68%、この業界の資料で調べてきましたけれども、この法律が施行された後、500cc以下のペットボトルが物すごい量で作られています。リサイクル率が高くなっても、そのリサイクルされないごみとして処分されたり放棄されるもの、これは圧倒的に増え続けている、こんなことも3月議会の中でいろいろ話し、勉強したと思います。

今、環境問題では、御存じのように中国や東南アジア、ここが受入れを拒否している。これは紙もそうなんですけれども、こういう中で日本の受入施設、東京のところで確認をさせていただきましたけれども、もうその施設も飽和状態になっているんですね。そういうのが続いている現状が今あります。

拡大生産者責任、これも前に一緒に勉強しました。この適用は欧州では当たり前です。プラスチックのその製品の生産者の責任で回収からリサイクルまで義務づけられているんです。日本では、回収からリサイクルまで地方自治体の税金で処理をしているんです。容器包装リサイクル法、この大きな抜け穴があると。その認識も共有してもらっていると思っておりますけれども、小さなことかもしれませんが、二市のごみの最終処理を請け負う志広組が率先してペットボトルの製品を減らしていく、そういう姿勢を示すことによって、これが全国に、そういうふうにはいきませんが、県内でも他市に広がっていくこと、そういうものを期待しながら再質疑させていただきます。

7者のうち、分類統計をしているのが1者という答弁でした。この1者の意識として、ペットボトルを減らそうとして、そういう分析をしているのかどうか、その確認をまずさせていただき、その分類統計を行っていないほかの6者、ここにもデータを取るよう指示いただくことを要望しますけれども、新年度の設置許可、この際に報告をお願いしたいと思いますがどうですか。

○議長（大石保幸議員） うっ。

（「一問でしょ」と呼ぶ者あり）

○8番（杉田源太郎議員） あっ、じゃあ、すみません。

○議長（大石保幸議員） はい、どうぞ。

○8番（杉田源太郎議員） 一問一答ですので、じゃあ、まず、その1者がこのずっと統計を取っている。そういう中で、ペットボトルを減らそうとしているのかどうか、その確認をされていますか。

○議長（大石保幸議員） 杉田議員、ここは一問一答ではないので。

○8番（杉田源太郎議員） あっ、いいの。

○議長（大石保幸議員） 続けて言っていたかかないと。

○8番（杉田源太郎議員） そういう意味だった。間違えました。すみません。

○議長（大石保幸議員） はい。

○8番（杉田源太郎議員） あっ、じゃあ、全部続けていいんだった。そういう意味だけ。間違えました。

それでは、次に、2つ目の監査費です。

この監査費、先ほど言いましたけれども、身近に迫っている震災とその原発事故の問題については、いつも私たち、正面から向き合っていかなければならない、そういう問題だと思います。今回の視察、それが、監査の角度も広がり、組合の行政運営に生かされる、そういう観点から、私は評価をしていきたいと思います。そうして、総合的な視点という答弁がありました。この総合的な視点での監査ということですが、総合的とはどんなことでしょうか。それをちょっとお伺いしたいと思います。

次に、3番目として、ごみ処理の清掃総務費の問題ですけれども、私たち焼津市においても、これは、焼津市の環境部のほうから資料をいただいています。市内38の自治会、過去5年間の資料をもらいました。組成分析資料、本当に細かく焼津でやっているんですけれども、多分藤枝でも各自治会ごとやっているんじゃないかなと思いますけれども。

市民一人一人がそこに、分析のところに参加しながら、全員が参加するわけじゃないですけれども、環自協の人、あるいは自治会の人、町内会の人回覧、うちも回覧回ってきて一緒に参加したことがありますけれども、市民一人一人がそういう実態を自分の問題として感じるか感じないかというのがすごく大きな問題じゃないかなというふうに思っています。

こういうことを、今、志広組の中でも燃やすごみの成分分析、これも立ち合わせていただいたことがあるんですけれども、これについては静環検査センターがやっているということだったんですけども、ちょっと私がそこに同席させていただいたときには、市の職員の作業着もあったもんでね、市がやっているものだとちょっと思っていたんですけども、これが、静環検査センターがやっているということ、今の答弁ではそうになっていたと思うんですけども、今後、それがどんなふうに生かされているかということは、またこれからも確認をしていきたい。先ほどの石井議員に対する答弁の中でもありましたけれども、具体的にどんなふうに生かされていくのか、これを一人一人が、市民が感じ取れるような、そういう検査であり、あるいはその活用方法をしなければいけないと思います。

それに関連してですけれども、燃やすごみの組成分析が行われて、その資源ごみがある中であってそのまま焼却される、そういうふうに聞いております。その中のプラごみはその量によって排出されるCO₂の量、これが変わってきます。高柳、一色、それぞれ環境測定が行われているというふうに概要報告書に書いてあります。排ガスで4項目が12回検査をされている。有害物質4項目について3回検査をしたと。CO₂の測定は行われているのでしょうか。

次に、4項目めですけれども、先ほど焼津市がその量が増えたのは台風のせいじゃないかというような、そこもそうだと思います。でも、私はこの質問の中で、焼津市の増量の分はそのとおりだと思います。だけれども、藤枝市の減量についても、私はその質問をしているんですけども、その内容について答えられていません。多分、先ほど石井議員のほうが言われた、そういう内容ではないかなと思うんですけども、その確認をいたします。

次に、残渣の関係ですね。

残渣の関係で、埋立てについては2社に対して残渣処分を契約しているというのは志広組だけではないと思います。この残渣処分をしているその会社、この2社は、十分な

容量というふうに先ほど言いましたけれども、十分な容量というのは何を基準にしているのでしょうか。

次に、その周辺環境への対応というのもちゃんとやられているということでしたけれども、その周辺環境の対応というのは、具体的にどのようなことなのでしょう。適正に運営を確認している、そういうものもどのように確認したのか、それをお答えください。

次に、埋立ての処分と再利用の按分についてです。

一定の資源化率を保ちながら費用面などを考慮して決定します。按分について私は質問しました。按分について、どのようになっているのでしょうか。それについて、まだ答えはなかったと思います。一定の資源化率という言葉もあります。この一定の資源化率とは具体的にどのようなことでしょうか。

それから、T社、太平洋セメントですね。これが工場ごとに単価が違うのか。そういうことについて、運搬費の差だと言いました。T社は、この太平洋セメントですけれども、三重県と大分県、2工場だということから、その運搬費に差があるということは理解できるんですけども、G社、これは秋田県の1工場です。そこで高柳と一色、ここで差があるのはどういうことでしょうか。今、その距離の差、私は距離の差だと解釈していますけれども、高柳と一色までのその距離の差がどれほどあるのでしょうか。

そして、あと再利用。T社はセメントの原料、C社は再生石、こんなことを、M社も再生石というふうに聞いています。この中で、灰の処分がいろいろ可能な、いろいろな貯留設備に違いがあり、そういう答弁だったんですけども、その分離が可能な高柳とできない一色、この違いは一応わかりました。でも、私の質問は、その再生利用、その工場の選択とその量の按分について、私は質問しました。それについて答えていただきたいと思います。

以上、それだけ再質疑とさせていただきます。

- 議長（大石保幸議員） 答弁を求めます。
- 事務局長（長井孝仁） 議長。
- 議長（大石保幸議員） はい、事務局長。
- 事務局長（長井孝仁） まず、組合が許可する自動販売機の分類統計データのことについてでございますけれども、今回、設置業者7者に問い合わせしたところ、1者以外は、これは顧客管理をするということで、合計の売上金額のみであることから、ペットボト

ルの割合については把握していないということでした。なお、回答いただいた1者につきましても、売上の管理のために分類統計を取っているという回答でした。今後、更新に当たって、設置事業者と仕様について、今後、協議に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、監査委員の行政視察の関係でございますが、総合的なということの御質問でございますけれども、監査における総合的な視点についてですが、監査委員の知識の蓄積を深めることで、よりの確な監査をしていただくことを目的に行政視察を実施しております。この視察の結果につきましては、決算審査、定期監査及び例月の出納検査等の監査を通じて、職員に対し、視察の成果を踏まえた御質問や御指導をいただくことで、組合の行政運営に生かされております。

また、今回の決算審査におきましても、「近年、各地で前例のない災害が発生している、いざというときに備える体制づくりに努めてほしい」との意見も伺っておりまして、二市の住民にとって欠くことのできない生活環境施設の建設・運営ですとか、消防・救急の業務などにおける中長期的な事業施策にも反映されていくものと考えております。

それから、燃やすごみの搬入量の増減の分析のことでございますけれども、藤枝市の燃やすごみの搬入量の減少につきましては、生ごみの分別回収量の増加による影響もあるのではないかと藤枝市からは聞いております。

それから、埋立場の管理状況の評価の中の十分な埋立容量の基準という御質問でございますけれども、十分な埋立容量を判断する基準としましては、今後、おおむね5年以上の受入れが可能か、あるいは新しい処分場を確保しているか等でございます。

契約しておりますウィズウェイストジャパンにつきましては、搬入自治体87団体ございまして、87団体の埋立可能容量を踏まえて埋立てが可能と判断をしております。

また、グリーンフィル小坂につきましては、搬入自治体等63団体の埋立可能容量を踏まえて埋立てが可能という判断をしております。

それから、埋立場の管理状況の中の周辺環境への対応は具体的にどうかということと併せて、適正な管理をどう確認しているかという御質問でございますけれども、十分な埋立残容量を確保しているか、処分場に入出入りする運搬車両の騒音対策ですとか、粉じんの飛散防止対策など、周辺環境への配慮、維持管理基準に基づく排水処理後の放水水質の適合を聞き取り、確認をしております。

また、所在自治体には、法に定められた排水処理後の放流水質検査の状況ですとか、

焼却灰搬入時の検査の状況、事業者の評価などを聞き取り、確認をしているところでございます。

それから、埋立てと再利用の按分のことでございますけれども、処分に関わるその按分と埋立再利用の一定の資源化率という部分でございますけれども、全体予算の中で処分先の受入れ可能な量ですとかリスク分散のため、複数の処分先の確保を考慮しております。

その中で、平成29年度は29.1%、平成30年度は42.3%、令和元年度は42.6%と再利用を増やしてきております。現状では、40%という目安を一定の資源化率ということで資源化を進めております。

それから、焼却残渣の処分費のうち、処分費の単価が違うのはなぜかという部分だということでございますけれども、グリーンフィル小坂の清掃工場ごとの処理単価の違いでございますけれども、グリーンフィル小坂につきましては、高柳清掃工場、一色清掃工場から積替え先でございますJRの静岡貨物駅までの距離の違い等による運搬費の差が主な要因となっております。

それから、高柳と一色、積込み先までの距離でございますけれども、積替え先までの距離につきましては、高柳清掃工場が21.3キロメートル、一色清掃工場が22.1キロメートルということございまして、若干一色清掃工場のほうが800メートルほど遠いことになってございますけれども、運搬量が一色のほうが多いということから、運搬費が安価となって単価が安くなっているということでございます。

それから、再生の選択と量の按分についてでございますけれども、まず、太平洋セメントについて、2工場で処理をしております。まず、藤原工場とこの大分工場の配分ですけれども、これにつきましては、予算全体の中で、リスク分散の観点ですとか、この予算面を考慮し、現状では、遠方であり費用の高い大分工場がおおむね3割、藤原工場が6割、これを目安に配分をしております。

それから、混合灰の処理先、再生石の資源化でございますけれども、こちらにつきましては、中部リサイクルとメルテックに一色清掃工場の灰を再生石資源化しているわけですが、こちらの按分につきましても、リスク分散の観点と予算面を考慮しまして、現状では、処理単価の高いメルテックがおおむね4割、中部リサイクルが6割、これを目安に配分をしております。

また、今後におきましては、技術革新等の情報に注視しまして情報を収集し、新たな

処理先の確保につながるよう定めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○事務局次長（松田兼利） 議長。

○議長（大石保幸議員） はい、事務局次長。

○事務局次長（松田兼利） 私から、3点目に言われましたごみ分析がどのように生かされているかの中でのCO₂の測定は行われているかという御質問でございました。

これにつきましては、現在、高柳及び一色清掃工場で行われる環境測定、これにつきましては行っておりますけれども、二酸化炭素につきましては、大気汚染防止法等でそういった規制はございませんので、現状といたしましては測定をしておりませんが、環境の対策といたしましては、この分別等によりまして、資源化の推進に役立てるという形で、そういった形で取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（大石保幸議員） 質疑の再質は2回までなので、今度が最後になりますので、よろしく願いいたします。

はい、杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 杉田源太郎です。

では、質疑をさせていただきます。続けさせていただきます。

まず、視察の件で、すごく大事なことだと。今後も中長期的に反映されていくもの、そうあってもらいたいと思います。私たちのその地域にとって欠かすことのできないこの取組み、消防のほうではね、もう既にいろいろなことが行われているのではないかなと思います。また質問なんかさせていただきますけれども、監査の目というのは、結局、市民の目になりますので、それが生かされていくことを期待しています。

では、あと、今のCO₂の関係なんですけれども、関係法令にはない、関係法令になれば一応測定はしないよということでもいいのかどうか。そういう条件に、条件というか、そういう法令にないからということかもしれないけれども、先ほど言いましたけれども、CO₂というのは、その環境問題と物すごく大きな影響あると思いますので、プラごみ燃やせばCO₂の量ほうんと増えていくということは、もう明らかです。そういうことから、これを減らしていくということがそのまま燃やすプラスチックごみを減らしていくということがここに関係してくるんだというふうに位置づけはしていますけれども、また、この検査のところで具体的にどういうふうにやったらいいのかというのは、

私はわかりませんが、検討をしてもらいたと思います。これは要望です。

それから、先ほど…。

(「要望しちゃだめだよ、質疑なんだから」と呼ぶ者あり)

○8番(杉田源太郎議員) いいでしょう。質疑だからいいんでしょう。

(「そんなことはないですよ。」「議案質疑だから」と呼ぶ者あり)

○8番(杉田源太郎議員) ええ、議案質疑やっているんですよ。この決算の中で、こういうことを今後もやっていくことについて、質問あるいは意見を言わせてもらっているんです。

先ほど、石井議員の答弁にもあった、あるいは石井議員のほうから言いましたけれども、焼津市のほうがこれだけ増えているけれども、藤枝市がこれだけ減っている。やはりすごく大切なことだなというふうに。生ごみの分別回収を行っている。これも藤枝市に確認をしてきましたけれども、大体1年間で1,000トンぐらいあるよというふうに聞いているんですけども、それでもまだまだ焼津、追いつかないもんでね、そういうものを、ここでやっているその結果をまたさらに両市にもっと伝えながら、その伝えるだけじゃなくて、具体的にどういうふうに市民に感じてもらうのかということを経営の中でやってもらいたと思います。

次に、先ほどの容器包装プラの中でペットボトルが減ってきた、その原因というのが、あちこちで、スーパーマーケット等いろいろなところで回収をやっているもんでと。それはそうかもしれないですけども、容器包装プラスチックのこの量というのは、もう圧倒的に多いんですよ。大体3,000トンくらいでいって、それがだんだん、だんだん、徐々に多くなっていると。ペットボトルがこうやって少なくなっている。まず、これはちゃんと回収の意識が増えたから増えたんだ。それでペットボトルのほうは、そういう意識が増えているけれども、ほかのところで回収しているから減ったんだと、それだけなんだろうかというのをちょっと心配しています。

焼津市では、今年はやりませんでしたけれども、海のクリーン大作戦みたいな形でやって、私も参加する中で、マイクロプラスチックですか、そういうものも、それはもう手で触れないんですよ。触ったらどんどん、どんどん壊れていっちゃうというね、そういうものはすごく私も肌で感じています。

そういうことからしても、回収拠点がが増えて資源化は進んでいるけれども、それを上

回るプラスチックの生産量が増えている。そういうことから、家庭から排出されるごみの重量、これが2割から3割、その容積で占める割合が6割というふうに言われています。こういう容器包装プラ、この法律ができたときに、平成7年ですけれども、その後、いろいろな問題点があつて改正容器包装プラスチック法、こういうのが2007年にできたけれども、その後10年間、いろいろな業者のほうの問題があつて、この法律ができればプラスチック、リサイクルから生産量を増やしてもいい、そんなことが言われていました。

こういうものを制限して、先ほどもちょっと言ったかもしれませんが、500ミリリットル以下のペットボトルは大きく増えているんですよ。ただ回収率が減ったから藤枝も焼津も頑張ったね、それだけじゃなくてね、やはり、この生産拡大、先ほど自動販売機のところでも言いましたけれども、拡大生産者責任、あるいはその販売するか生産、そういうものを制限していくというね。一人一人がペットボトルを使う量というのがどんどん、どんどんやはり増えている。焼津では、その議会の中で、委員会の中で供給されるペットボトルをやめてきたというね、マイボトルを使っていくという、そういうことがずっとやられていますけれども、まず、この地球温暖化の問題とか環境破壊という、そういう問題から、決算からいろいろな多くのものが私は見えてきました。

そういうものから、小さなことからでもいいですけれども、やはり具体的にその対応を志広組からまず始めていく。そういうことが始まっていって、その始めていくことの大切さ、そういうものを感じています。

こういうことで、プラスチックのごみは、ただ、どんどん、どんどん、今の段階でも増えているよ。その増えているのを、ただ意識が高まったということだけではないと思うんですけれども、その分析をまたしていただきたいことを要望して、終わります。

○議長（大石保幸議員） 以上で、上程議案3件の質疑を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩中に、議案について討論のある方は通告願います。

午後4時32分 休憩

午後4時32分 再開

○議長（大石保幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、上程議案3件の討論を行います。通告がありますので、発言を許します。

最初に、1番 石井通春議員。

○1番（石井通春議員） 議長。

○議長（大石保幸議員） はい、石井議員。

（登壇）

○1番（石井通春議員） 認第1号、志太広域事務組合一般会計決算に反対の討論を行います。

反対の理由は、この決算に10億円もの不明瞭な大井川環境管理センターの建設をめぐる支出が含まれているからです。

建設と運営を一体とする発注方式、DBO方式で落札されましたが、10億円安く提案した業者、日立造船が落札されずに、高いほうの業者、現在の業者、クボタが落札されました。

一般競争入札と異なり、運営面での評価が高ければ金額の高い業者の落札はDBOではあり得るのですが、問題は、その運営面での提案を組合がほとんど議会に示さなかったことにあります。

この理由として、最初組合が言ったのは、自ら定めた手順書中にあります著作権、また、環境省によるガイドラインでした。しかし、この著作権は法的根拠がないこと、ガイドラインは技術的助言にすぎず、これも根拠とならないことをこの議会で私の質問に対して認めざるを得ず、この主張が崩れますと、今度は、業者が提供を拒んだからという理由で、引き続いて提案書の提示を組合は議会に拒みました。企業機密に係る部分であろうとも、10億円もの多くの支出を市民に強いる以上、業者が言うからという理由で提案書を議会に示せない姿勢は、市民が納得できるものではありません。

さらに、この問題は、情報公開の扱いで、組合自ら定める条例違反を犯す事態を招いております。私の業者の選定をめぐる審議会の議事録の開示請求、この開示請求に対して、ほとんど黒塗りの、いわゆる、のり弁状態で開示いたしました。

ほぼ非開示とした理由は、公にすることによって当該法人の競争上の権利、地位など正当な利益が侵害されるおそれがあるという志広組の情報公開条例第7条によるものというものでした。

では、どこの部分が正当な利益が侵害されるおそれになるかという私の問いに対して、全く無関係な情報公開条例14条を持ち出してきました。14条は、対象公文書内に組合や公開請求者以外の情報の記載がある場合は、第三者、この場合、落札できなかった日立

造船に対して、組合は意見書の提出を求めることができるという、公開対象とは何の関係もない条例が14条です。しかも、この条例に全く記載のない、同意を得た範囲でという基準で公開しましたと、今度はこう言い出しました。そんな基準は14条のどこにも書かれておりません。公開範囲の基準はあくまでも7条のはずです。では、7条ではないかと聞きますと、「はい、7条です」と、こう言う、こんな支離滅裂な状況でありました。

志広組の組合情報公開条例第1条にはこう書いてあります。「この条例は、住民の組合の行政活動について知る権利を尊重して、住民の公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに組合の保有する公文書の公開等に関して必要な事項を定めることにより、組合の諸活動を住民に説明する責務が全うされるようにし、組合行政に対する住民の信頼の確保と住民参加の充実を図り、もって民主的な開かれた組合行政の推進に資することを目的とする。」と書かれているのが第1条です。明白に志広組自身がこの第1条の違反をしている事態と言わざるを得ません。

こうした議論を続けましたが、結局、10億円も高い金を出す理由はどこにあったのかと、最後まで責任ある立場での説明を拒み続けてきて現在に至っております。

こうした支出を伴う決算を認定することは、今後、同じDBO方式で進められます新クリーンセンター建設にも大きな影響を及ぼしかねません。

以上の理由で、決算の支出を認めることができませんので、反対の討論といたします。

○議長（大石保幸議員） 次に、4番 松島和久議員。

○4番（松島和久議員） 議長。

○議長（大石保幸議員） はい、松島議員。

（登壇）

○4番（松島和久議員） 私は、ただいま上程されております3議案、全議案に賛成する立場から、特に、通告いたしました認第1号、令和元年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、賛成討論を行います。

令和元年度の一般会計における歳入については、構成市であります焼津市、藤枝市からの分担金が主な財源であることを踏まえ、新環境管理センター整備、クリーンセンター整備に国庫補助金を、また、消防車両の整備に県補助金を活用するなど、特定財源の確保に努めたことは評価できます。

歳出につきましては、組合の主たる業務である住民生活に密着したごみ処理やし尿処

理の生活環境の運転管理において、安全で安定した稼働に努めております。

また、建設事業については、新斎場整備事業では、新葬祭式場の建設工事が完了し、供用を始めております。

新大井川及び新藤枝環境管理センターの整備・運営事業では、平成30年度の本契約の締結後、令和3年3月完成に向けて、引き続き建設工事を進めております。

さらなる生活環境の向上に向けて、順調に事業を進めていると評価しております。

また、消防業務については、消防車両の更新、消防・救急活動のための資機材の購入など、消防力の強化と充実に努めており、「安全で安心して暮らせるまちづくり」の実現に寄与していると評価しております。

組合では、圏域住民にとって欠かすことができない多く事業を実施しておりますが、事業執行の主な財源は、二市からの分担金であります。

常に経費節減に努め、厳しい財政状況を踏まえ、なお一層、効果的・効率的な事業執行を要望し、本案に賛成するものであります。

以上、通告いたしました議案につきまして、賛成討論をいたしました。議員各位の御賛同をいただき、上程されております3議案、全議案に対しまして賛成をお願い申し上げます。

○議長（大石保幸議員） 以上で討論を終わります。

これから、上程議案3件の採決をおこないます。

初めに、認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本決算は決算書のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石保幸議員） 起立多数です。

したがって、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本決算は決算書のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石保幸議員） 起立総員です。

したがって、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、第12号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石保幸議員） 起立総員です。

したがって、本案は可決することに決定いたしました。

○議長（大石保幸議員） 日程第3. 第13号議案を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（大石保幸議員） はい、管理者。

(登壇)

○管理者（北村正平） ただいま上程されました第13号議案、（仮称）クリーンセンター事業用地の取得について、その提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、（仮称）クリーンセンターの事業用地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○事務局次長（松田兼利） 議長。

○議長（大石保幸議員） はい、事務局次長。

○事務局次長（松田兼利） 私から、第13号議案、（仮称）クリーンセンター事業用地の取得について、補足説明させていただきます。

議案書（追加）は1ページ、参考資料（追加）は、1ページから3ページでございます。

本議案につきましては、令和8年度ないしは9年度での稼働を目指し、施設整備を進めております、（仮称）クリーンセンター事業に関わる用地取得の契約につきまして、相続協議のため未契約でありました4筆、538.77平方メートル、地権者1名の取得につきまして、仮契約を結ぶことができましたことから、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

参考資料の1ページの位置図を御覧ください。

図面中央の円内が施工箇所となりまして、新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジロングランプの北側となります。

次に、2ページの平面図①を御覧ください。

（仮称）クリーンセンター事業の用地として取得を予定している箇所につきましては、

図面左上の枠内のうちで、10月議会対象箇所の数及び地権者数は4筆、1名、取得面積は538.77平方メートルとなります。

次に、3ページ、平面図②を御覧ください。

民有地の地権者から買収を予定する土地の位置につきましては、①から④のハッチング部分が、今回取得箇所となります。

なお、白抜き部分につきましては、7月臨時議会にて既に議決をいただいているもので、これを合わせまして、クリーンセンター事業用地全体を取得するものとなります。

以上、補足説明となります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石保幸議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩中に、質疑のある方は通告願います。

午後4時46分 休憩

午後4時47分 再開

○議長（大石保幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、第13号議案に対する質疑を行います。通告はありません。

質疑なしと認め、本案に対する質疑を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩中に、討論のある方は通告願います。

午後4時47分 休憩

午後4時47分 再開

○議長（大石保幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、本案の討論を行います。通告はありません。

討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石保幸議員） 起立総員です。

したがって、本案は可決することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで会議を閉じ、令和2年10月志太広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後4時48分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議

長

大石保幸

会議録署名議員

石田江利子

会議録署名議員

藪崎可裕